

(資料：長野県林業公社経営改善集中実施プラン)

② 意見

公社が契約管理している森林は、民有林であり、県有林ではないが、県の無利子貸付金を財源にして、森林整備をしているものである。その意味では、公社は、金利コストを意識して、経営改革プランの実現に向けて努力し、確実な借入金の返済が望まれる。

10. 県債の管理について

(1) 県債の会計別残高と平均利率

平成 21 年 3 月末における県債の残高は、一般会計で 1 兆 5,641 億円、県全体で 1 兆 6,755 億円となっている。

県債の区分別の平均利率を見ると（下図）、一般会計は 1.69%であり、10 年債の平均金利に近い水準となっている。

他方、電気事業、水道事業、病院事業は、長期固定金利の資金を調達しているため、平均利率が 4.74%、2.74%、2.90%と一般会計に比べると割高な結果となっていることがわかる。

表 80 県債の残高と平均利率

県債の残高と平均利率

(単位:千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	支払利息	平均利率
一般会計	1,545,988,993	1,564,079,581	26,238,338	1.69%
特別会計	44,818,385	44,227,852	949,790	2.13%
電気事業	12,488,734	11,271,947	562,766	4.74%
水道事業	27,875,541	27,149,204	753,448	2.74%
病院事業	31,084,712	28,803,317	869,559	2.90%
合計	1,662,256,365	1,675,531,901	29,373,901	1.76%

特別会計

流域下水道事業、小規模企業者等設備導入資金、県営林経営費
母子寡婦福祉貸付金、農業改良資金

(注) 一般会計には減債基金（満期一括償還積立分）が 688 億円ある。

(資料：長野県監査委員「歳入歳出決算審査意見書」、「公営企業決算審査意見書」、「病院事業会計決算意見書」より作成)

特別会計の平均金利が高いという傾向は、東京都においても同様な状況にある。東京都の場合、一般会計では 10 年債を借り替えて 30 年で償還するという調達方法を基本としており、3 年債の発行、超長期債（20 年債、30 年債）の発行など、後年度負担の平準化に取り組んでいる。

他方、下水道事業は、長期固定借入金のため金利が高くなっている。東京都の場合、特別区の下水道事業も都が実施しているため、都債残高に占める割合が大きく、都全体の平均利率を押し上げているといえる。

(参考) 東京都における都債の区分と平均利率（平成 21 年 3 月末）

区分		残高	平均利率
一般会計	普通債	6 兆 1,739 億円	1.66%
	転貸債	135 億円	2.65%

病院会計	1,085 億円	2.38%
水道事業	4,196 億円	2.96%
下水道事業	2 兆 2,697 億円	2.70%
合計	11 兆 409 億円	1.96%

(資料：東京都財務局「財政のあらまし」平成 21 年 6 月)

(2) 発行額の推移

県の最近の発行額の期間別内訳を見ると下図のようになる。市場ニーズの高い 10 年債を基本にしながら、中期債（5 年債）、超長期債（20 年債）を組み合わせ、平均利率を引き下げるといった調達をしていることがわかる。

表 81 発行機関別の県債発行額

発行期間別発行額
(一般会計・借換債含む。) (億円)

区 分	期 間	発行額		
		H20	H19	H18
公的資金	(10・15・20年)	182	173	168
民間資金	20年債	102	0	93
	10年債	1,399	1,196	1,013
	6年債	0	0	122
	5年債	200	200	200
	その他(公的資金借換債・2～12年など)	63	90	0
一般会計 計		1,946	1,659	1,596

(資料：長野県財政課)

(3) 県債管理の考え方

① 一般会計の県債管理

県の財政課によれば、一般会計における県債管理の考え方は次のとおりである。

県債残高（普通会計）は、平成 12 年度をピークに減少してきたが、平成 20 年度は税収の大幅減に対応するため減収補てん債を発行（197 億円）したことにより、53 億円の増加に転じた。ただし、臨時財政対策債及び減収補てん債を除く、いわゆる通常債の残高（実質的な県債残高）については、336 億円減少した。

平成 21 年度も、国の地方財政対策において、地方交付税の振替である臨時財政対策債の倍増を余儀なくされることから、県債全体では増加するが、実質的な県債残高は減少する見通しである。

県債発行については、将来の財政負担を考慮して、県債発行額を元金償還額の範囲内にとどめ県債残高の縮減を図ることを基本としているところであるが、国の方針により臨時財政対策債の増加を余儀なくされる現状においては、通常債の残高を増加させないことを原則として取り組んでいくこととしている。

県においては、より有利な条件設定や償還負担の軽減を図るため、次のような工夫、配慮をしている。

- 民間資金として、発行条件が安定的かつ有利な全国型市場公募債（共同発行）を、毎年一定程度の資金を調達しているほか、全国型市場公募債（個別発行・5年債）や銀行等引受債の資金を国債や共同発行債の情勢などを参考としながら調整している。
- 償還年限については、10年を基本に20年、5年など、また、償還方法については、定時償還と満期一括償還など、できる限り多様化を図っている。（償還年度の平準化を図る等のメリットがあるが、過度の多様化は管理が非常に煩雑になってしまう面もある。）
- 長期の民間資金の調達に関しては、30年までを限度として、10年ごとに借換を行っている。
- 高利（5%以上）の公的資金については、繰上償還を行っている（H19～21）。

② 公営企業の県債管理

公営企業における県債管理の考え方は以下のとおりである。

- 公営企業においても平均金利を下げる取り組みを進めることは当然であるが、その手法としては、借入時において将来を見据えた借入条件の設定等によって行うのが有効である。たとえば市場金利が高い水準にあるときには、将来の低金利を見越して利率見直し型で借り入れる、また、現在のような低金利の時には固定金利で借りるなどがある。
- 企業債の償還期間は、その借入資金を充当する資産の耐用年数を考慮して決定しており、耐用年数が10年～15年度程度の資産の取得にあたっては企業債ではなく内部留保資金を充てて、借り入れを行わないこととする一方、耐用年数が長い資産の取得に対して世代間の負担の公平という観点からも長期の企業債をその財源としている。充当する資産の耐用年数によらずに償還期間を短縮する手法は、内部留保資金のバランスを崩し、かえって運転資金の借入れリスクを増大させる恐れがある。
- 公営企業借換債の発行条件及び繰上償還の対象要件の緩和などを国に要望していくことも重要である。

以上のような県債管理の考え方は伝統的な思考であり、堅実であるともいえる。しかしながら、以下のような現代的な県債管理も可能であると考ええる。

一般的に、投資する対象資産の耐用年数と資金調達の償還期間を対応させようとする考え方は、伝統的な資本会計の考え方である。現代的な会計では、資金の調達と投資は個々の対応ではなく、貸借対照表の借方（投資）と貸方（調達）を全体と

して対応させようという思考である。その場合、県債全体を資金調達のパートフォリオとして考えることが有用である。

金利リスクの管理方法としては、県債の平均償還期間を短くするという方法がある。この考え方の背景には、10年後や20年後の将来の金利が高いか低いかを予測することは現実的には困難であり、また、一般的には、将来的なインフレーションを想定すると、短期金利は長期金利よりも低くなるという考え方がある。従って、30年債よりも10年債を3回借り換えることにより、県債の平均償還期間を短くし、金利変動リスクを軽減することが重要な手法となる。将来の金利が高くても低くても一定程度の変動幅の中で、相対的に低い金利で調達が可能となるものである。

(4) 財政の持続可能性の指標

県の財政運営においては、財政健全化法に基づく健全化判断基準比率を超過しないことを遵守しており、県債の管理においては、通常債の発行額を元金償還額の範囲内にとどめることにより、県債残高の縮減を図っている。このような財政運営の方針のもとに予算の編成及び執行に努めていることは評価できる。

他方、最近の景気悪化に伴う地方税収の減少に対応して、財源不足額を地方交付税から臨時財政対策債に振り替えることを余議なくされている。

そのような中で、県の中期財政試算によれば、県債全体の残高が増加せざるを得ない状況がある。

次表のように過去の県債残高の推移をみると、平成3年度では6,423億円だったものが、平成12年度には1兆6,391億円に増加した。その後は、臨時財政対策債等の発行を余議なくされているものの、通常債の償還を進めており、県債全体の残高の減少に努めていることがわかる。